

(公印省略)
福障施第120号
令和7年5月14日

福岡市内指定生活介護・短期入所事業所等 管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(福祉局障がい者部障がい施設福祉課)

「福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金」の申請受付について（通知）

福岡市では、重度障がい児・者（以下「重度障がい児者等」という。）を受け入れる事業所の整備促進を図り、重度障がい児者等の活動の場を確保するとともに、家族等の介護負担を軽減することを目的とし、重度障がい児者等を新たに受け入れようとする福岡市の指定を受けている又は指定を受けようとする生活介護、短期入所事業所に対して、重度障がい児者等を新たに受け入れるために必要な設備改修や備品購入などにかかる費用の補助を行っております。

つきましては、令和7年度の受付を開始しますので、補助を希望される事業所におかれましては、別添の「福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱」をご確認の上、期限内に必要な資料を添えて申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、本補助金の交付を受けた事業所については、福岡市ホームページで公表することを予定しております。

記

1 補助対象サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定生活介護又は指定短期入所

2 補助対象事業

- (1) 重度障がい児者等を受け入れるために必要な施設・設備の改修・修繕
- (2) 重度障がい児者等を受け入れるために必要な備品・消耗品の購入
- (3) 重度障がい児者等を受け入れる施設の新設

3 補助金の額

一事業所上限:100万円（補助率 10/10）

※ 審査委員会における審査の上、予算の範囲内で交付する。

※ 令和7年度予算額：400万円

4 申請受付期間

令和7年5月15日(木)から **令和7年6月30日(月)まで**

※ 申請受付期間内に申請が完了しなかったものは、申請受付できません。

※ 予算の範囲内で交付を決定することとしており、申請状況によっては、申請受付期間を延長することもあります。

5 申請方法

福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱をご確認の上、申請受付期間内に交付申請書(様式第1号)に添付資料を添えて、下記申請先へ電子メールで提出してください。

6 本補助金にかかるスケジュール(予定)

令和7年6月30日(月)	申請受付期限(申請者 → 福岡市)
令和7年7月下旬	審査委員会(書面審査)(福岡市)
令和7年8月中旬	交付決定(福岡市 → 申請者)
交付決定後～令和8年3月31日(火)	事業実施、実績報告(申請者)
実績報告提出後(約1か月半後)	補助金交付(福岡市 → 申請者)

7 添付資料

- (1) 福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱
- (2) 福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金審査委員会設置要領

8 提出様式

福岡市ホームページ内からダウンロードしてください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/judosyogaihojo.html>

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉・障がい者 > 福祉事業者に関すること > 事業者向けの情報(障がい福祉サービス、地域生活支援事業等) > 事業者向け(障がい福祉サービス等) > 福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金

9 申請先(問い合わせ先)

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1-12F

担当：福岡市 福祉局 障がい施設福祉課 重度障がい者支援係 美奈川

電話：092-711-4249 FAX：092-711-4818

メール：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp